

湘南地区メディカルコントロール協議会湘南MC心肺蘇生セミナー実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC心肺蘇生セミナー（以下「心肺蘇生セミナー」という。）の円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

(カリキュラム)

第2条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する心肺蘇生セミナーのカリキュラムは別に定める。

(受講資格)

第3条 心肺蘇生セミナーを受講することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する消防職員
- (2) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する登録検証医師及び登録指示医師
- (3) その他標準化教育作業部会会長が認めた者

(指導者)

第4条 心肺蘇生セミナーの教育指導は、湘南地区メディカルコントロール協議会が認定する心肺蘇生技術指導員が指導にあたる。

(認定等)

第5条 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南地区メディカルコントロール協議会心肺蘇生研修セミナー実施規則第7条第2項の規定に基づき、修了証を発行する。

2 標準化教育作業部会会長は、心肺蘇生セミナーの教育、指導に携わった者に対し、湘南地区メディカルコントロール協議会心肺蘇生研修セミナー実施規則第7条第3項の規定に基づき実績証を発行する。

3 標準化教育作業部会は、心肺蘇生セミナー修了者を心肺蘇生セミナー修了者名簿に登録するものとする。

(実施細則改正)

第6条 この実施細則の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第7条 この実施細則に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し、決定するものとする。

附 則

この実施細則は、平成21年9月18日から施行する。